

はしがき

時代は変われども、金融機関において、貸出といった与信業務の重要性は非常に高く、金融機関に勤務する多くの方々が一度は担当されるであろう。また、与信業務は、銀行、信用金庫、信用組合等金融機関の経営を大きく左右する最も大きな要因といえる。

近年、金融機関には、融資における「目利き」力が求められているといったことをよく耳にする。融資審査においては、融資先の売上や利益といった業績等の定量的な側面のみならず、経営者の資質、ビジネスの将来性、戦略等、定性的な側面も考慮しなければならないことは、改めて申し上げるまでもない。とりわけ、ここ数年、ビジネスの将来性を含む事業性評価といった点が現状よりも強調されるきらいがあるが、現状の適切な把握なくして将来のことを判断するのは、絵に描いた餅となりかねない。

金融機関の融資担当者が融資先の現状を的確に把握するためには、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の分析が有効である。なぜならば、融資先は、定期的に財務諸表を作成しており、また、ビジネスの成果は必ずや、何らかの数値として現れるからである。

本書は、長年にわたり好評を得てきた「財務分析のための実践財務諸表の見方」を全面的に見直したものであり、全4編からなる。

財務分析をする際、各勘定科目の内容等といった技術論だけではなく財務諸表の基礎を理解することが不可欠である。そこで、第1編では、第2編を理解するために必要となる財務諸表の基礎、すなわち、財務会計の意義、会計制度ならびに財務会計の基礎概念について、記帳から財務諸表作成プロセスまで掘り下げることで、初心者にも理解しやすい内容になることを心掛けた。第2編「会計基準と財務諸表」では、財務諸表の主要要素となる資産・負債および損益について内容の理解並びに具体的な会計処理に有用となるよう努めた。第3編「連結財務諸表等」では、財務諸表の構成や内容だけでなく、その意味するところが理解できるように解説した。併せて、財務分析のための基礎知識を提

供するという趣旨から、些末な論点は省いて、財務諸表を大局的にとらえることができるように努めた。第4編「ケース・スタディ」では、第1編から第3編で言及した内容についての再確認および実践に役立てるべく、設例と解説を設けた。

執筆にあたって留意した事項は、以下のとおりである。

- ・財務諸表に係る基礎知識を習得できるとともに、与信業務を担当する際、財務分析等の実務に活用できる項目に焦点をあてた内容とした。
- ・読者の理解を助けるため、各章の構成を、Point、内容説明、まとめといった形で統一した。
- ・全ての会社の財務諸表の信頼性が高いわけではなく、粉飾決算の可能性を頭に入れておく必要があるため、財務諸表の基礎と関連付けた原因把握と粉飾手口についての分析に力を入れた。

少子高齢化、地域経済の空洞化等を考えると、金融機関、とりわけ、地域金融機関が健全で持続可能であるということが、日本経済にとって不可欠である。金融機関が地域経済の発展に寄与しつつ自らの健全性を維持・確保するためには、適切な与信業務を遂行すべく、財務諸表を的確に読み解き、財務分析を行う必要がある。本書が、金融機関で与信業務を担当される行職員や内部監査部門の方々をはじめ多くの方に広く活用され、少しでもお役に立てることができたならば、出版に携わった者として誠に幸いである。

本書の刊行にあたっては、新日本有限責任監査法人齊木、崎山、新井の3名の実務経験豊富な公認会計士が、業務多忙中、企画・執筆・編集に精力的に取り組んでくれた。3名には深く感謝している。

最後に、本企画・出版を推進して下さった株式会社経済法令研究会の中村桃香様には、この場をお借りして、厚く御礼申し上げたい。

平成 29 年 10 月

公認会計士 牧野明弘

目次

第1編 財務諸表の基礎

第1章 財務会計の意義

- 1 会計の意義と範囲……………2
- 2 企業経営と財務諸表……………7
- 3 財務会計の役割……………8

第2章 会計制度

- 1 会計公準……………13
- 2 企業会計原則……………15
- 3 制度会計……………20
- 4 中小企業の会計制度……………22
- 5 国際財務報告基準（IFRS）制度……………24

第3章 財務会計の基礎概念

- 1 簿記の基本……………28
- 2 記帳の仕組みと試算表……………29
- 3 粉飾決算……………43

第2編 会計基準と財務諸表

第1章 資産総論

- 1 資産について……………54

2 資産の区分	54
第2章 流動資産	
1 当座資産	57
2 棚卸資産	70
第3章 有形固定資産	
1 有形固定資産	80
2 固定資産の減損	86
3 リース取引	92
第4章 無形固定資産および投資その他の資産	
1 無形固定資産	101
2 投資その他の資産	103
第5章 繰延資産	
繰延資産	106
第6章 負債総論	
1 負債について	111
2 負債の区分	112
第7章 流動負債と固定負債	
1 流動負債	114
2 固定負債	119
3 引当金	122
4 偶発債務	133
第8章 純資産	
1 株主資本	137
2 評価・換算差額等またはその他の包括利益累計額	140
3 新株予約権	142

4 非支配株主持分	144
-----------	-----

第9章 損益総論

1 損益計算書の意義・様式・区分	148
2 損益計算の原則	153

第10章 収益と費用

損益計算書の各項目	169
-----------	-----

第3編 連結財務諸表等

第1章 財務諸表

1 財務諸表とは	186
2 会社法の財務諸表	188
3 金融商品取引法の財務諸表	189
4 貸借対照表	191
5 損益計算書	192
6 株主資本等変動計算書	195
7 注記	196
8 付属明細表	200

第2章 キャッシュ・フロー計算書

1 キャッシュ・フロー計算書の意義	203
2 キャッシュ・フロー計算書の作成	207
3 キャッシュ・フロー計算書の利用	216

第3章 連結財務諸表の基礎概念

1 連結財務諸表	222
2 連結の一般基準	224

第4章 連結貸借対照表, 連結損益計算書

連結財務諸表の作成	230
-----------	-----

第5章 連結株主資本等変動計算書，連結キャッシュ・フロー計算書，注記事項，四半期財務諸表

- | | | |
|---|------------|-----|
| 1 | その他の連結財務諸表 | 255 |
| 2 | 四半期財務諸表 | 259 |

第4編 ケース・スタディ

ケース・スタディ①	272
ケース・スタディ②	274
ケース・スタディ③	279
ケース・スタディ④	284
ケース・スタディ⑤	288
事項索引	299

第1章

財務会計の意義



POINT

- ・会計は、経済主体の「経済活動等」を貨幣額を用いて測定し、その結果を利害関係者に報告する仕組みである。
- ・企業会計は、その報告する対象によって「財務会計」と「管理会計」に区分できる。
- ・財務会計の役割は「利害調整機能」と「情報提供機能」に大別できる。

1 会計の意義と範囲

1. 会計の意義

会計は、ある特定の経済主体の経済活動およびこれに関連する経済事象を貨幣額にて測定し、その結果を利害関係者に報告する仕組みである。

ここで経済主体とは、個人、企業、国・地方公共団体等である。たとえば企業という経済主体は出資者および銀行等の債権者から調達した資金を運用し、製品の製造・販売、投資やサービスの提供等の経済活動を営んでいる。会計はこのような経済活動および関連する経済事象を所定のルールにしたがって貨幣額を用いて測定し、その結果を報告書にとりまとめる。この報告行為は、一般的に財務諸表を用いて行われる。財務

● 図表 1-1 会計の仕組み ●



諸表は、その経済主体をとりまく多数の利害関係者に伝達され、多種の目的に利用されることになる。また、財務諸表は法人格ごとに作成する財務諸表と、法人格は異なるが、出資、人事、資金等の観点から経済的には実質的に一体とみなされる企業集団ごとに作成する連結財務諸表に区分される。さらに財務諸表は、金融商品取引法の場合には財務計算書類とよばれ、また会社法の場合には計算書類とよばれる。

2. 会計の範囲

(1) 会計の種類

経済主体は、経済主体の主たる目的が利益追求か否かにより、営利組織と非営利組織に区分することができる。前者の営利組織は一般に企業とよばれ、企業（以下、企業という場合には、営利企業を前提にする）を対象とする会計が企業会計（以下、企業会計という場合には、企業の中でも営利企業の会計を前提にする）である。一方、後者の非営利組織には、個人や家をはじめとして、国・地方自治体の行政機関等が含まれ、これらの非営利組織を対象とする会計が非営利会計である。非営利会計の中でも個人や家を前提にしている会計を家計といい、国・地方自治体の行政機関を前提にしている会計を公会計といい、国全体を前提にしている会計を社会会計という。

企業会計と非営利会計は、会計記録を利用して資産の管理を行い、その状況を資金提供者等に報告する点で共通している。すなわち、各経済主体は、経済活動のために調達した資金の額と、その資金を投下した資産等の金額を会計記録にて明らかにするとともに、その状況を資金提供

者等に報告するのである。

しかしながら企業会計は、企業が利益の獲得を目的としていることから、上記以外に営利活動の結果としての利益額を測定し、その状況を明らかにすることを目的としている点で相違している。

そのような企業会計はその報告する対象によって、財務会計と管理会計に分けられる。

(2) 管理会計

管理会計とは、経営者等のトップマネジメントを頂点とする企業内部の各階層のマネジメントのために、企業の経営活動を測定し、経営意思決定等に役立つ内部財務情報を報告することを目的とする会計である。したがって、管理会計は報告対象が企業内部のマネジメントであることから内部報告会計とよばれることがある。

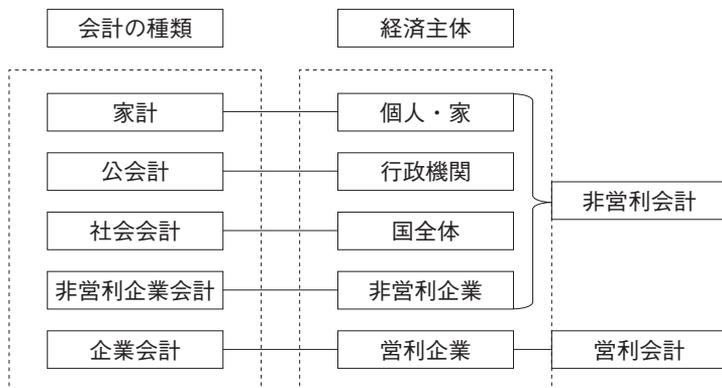
(3) 財務会計

財務会計とは、企業外部の利害関係者（株主、債権者、仕入先・得意先等の取引先、税務当局等）を受け手として、企業の経済活動およびこれに関連する経済事象を測定し、外部財務情報を報告することを目的とする会計である。したがって、財務会計は報告対象が外部の利害関係者であることから外部報告会計とよばれることがある。

外部の利害関係者には、出資者、投資家、債権者、仕入先・得意先等の取引先、税務当局等さまざまな者がいる。これらの外部の利害関係者は各々の目的のために外部財務情報を利用する。たとえば、出資者および投資家であれば投資の判断根拠として、債権者であれば支払能力の判断根拠として、取引先であれば取引を継続するか否かの判断根拠として、税務当局であれば納税額の妥当性の判断根拠として、外部財務情報を利用する。

したがって、企業は外部の利害関係者の意思決定に役立つ外部財務情報を報告する必要がある。そのためには、外部財務情報は会計基準等の

● 図表 1-2 会計の種類と経済主体 ●



明確なルールに基づいて作成される必要がある、そのルールが、会計基準等の社会規範である。そして企業は財務諸表として外部財務情報を利害関係者に報告している。

3. 財務諸表と監査

(1) 財務諸表の必要性

外部財務情報は利害関係者の意思決定に役立つために正確なものではないと。外部財務情報は諸法令等の規制を受けて作成されるが、その作成にあたっては、さまざまな会計処理や手続を選択適用する場合には、色々な判断が介入することになる。したがって、財務諸表は「記録と慣習の判断の総合的表現」といわれるように、そこには主観的な判断も加わってくる。かくして、財務諸表は、ややもすると公正妥当を欠き、誤りや不確実な要素の入りこむ余地が多くなって、企業の実態が歪められて表現されるおそれが少なくない。そこで、財務諸表をチェックするために、企業から独立した会計専門家である公認会計士が財務諸表を監査し、財務諸表の信頼性を確保する必要がでてくるのである。

《著者紹介》

牧野 明弘（まきの あきひろ）

アクセンチュア株式会社金融サービス本部・マネジング・ディレクター，公認会計士，公認不正検査士。

早稲田大学法学部卒業

平成2年10月太田昭和監査法人入所。平成10年6月金融監督庁（現金融庁）発足時に初の民間登用として入庁。「金融検査マニュアル検討会」委員を歴任。新日本有限責任監査法人を経て，平成29年9月より現職。金融機関向けガバナンス態勢高度化支援，規制対応等をリード。金融機関経営者向けトップマネジメントセミナー等，セミナー講師を多数担当。

《著書》

『信用金庫・信用組合の会計実務と監査—自己査定・償却引当編—』（共著），『財務分析の実践活用法＝取引先企業の見方・とらえ方』（共著）（経済法令研究会），『Q&A保険検査マニュアル改定のポイント』（監修・著），『統合リスク管理』（共著），『金融機関の内部統制〔改訂版〕』（共著），『金融検査マニュアル改訂のポイント』（共著）（金融財政事情研究会）他多数。

齋木 夏生（さいき なつき）

新日本有限責任監査法人第5事業部所属・パートナー，公認会計士。東京大学文学部行動文化学科卒業

平成9年三井信託銀行（現中央三井信託銀行）入社。平成11年青山監査法人入所。平成14年新日本監査法人入所。

《著書》

『財務分析の実践活用法＝取引先企業の見方・とらえ方』（共著）（経済法令研究会），『流動化・証券化の会計と税務』（中央経済社）等。

嶋山 謙治（さきやま けんじ）

新日本有限責任監査法人松山事務所所属・シニアマネージャー，公認会計士。早稲田大学商学部卒業

平成12年中央青山監査法人入所。あると法律経済総合事務所を経て，平成18年新日本監査法人入所。

《著書》

『財務分析の実践活用法＝取引先企業の見方・とらえ方』（共著）（経済法令研究会），『流動化・証券化の会計と税務』（共著），『連結決算書作成の実務』（共著），『不動産取引の会計・税務Q&A』（共著），『テーマ別会計実務全書』（共著）（中央経済社）等。

新井 政明（あらい まさあき）

新日本有限責任監査法人FAAS（財務会計アドバイザー）事業部所属・マネージャー，公認会計士。早稲田大学商学部卒業

平成13年新日本監査法人入所。一般事業会社監査業務および証券化に係る監査・アドバイザー業務等に従事し，証券会社短期出向を経て現在に至る。

《著書》

『財務分析の実践活用法＝取引先企業の見方・とらえ方』（共著）（経済法令研究会）。

財務諸表分析の実務

2017年11月30日 初版第1刷発行

著 者 牧 野 明 弘

発 行 者 金 子 幸 司

発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

<https://www.khk.co.jp/>

〈検印省略〉

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

カバーデザイン／GETTARADICCA 制作／中村桃香 印刷／あづま堂印刷(株)

© A.Makino 2017 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3369-0

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書は内容等につき発行後に訂正等(誤記の修正等)の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#))

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。